

ひたちなか市30周年記念文化財保存活用等事業支援補助金追加規程

(目的)

第1条 本規程は、ひたちなか市30周年記念文化財保存活用等事業支援補助金交付要綱に規定されていない事項を定めるものである。

(補助金等交付申請)

第2条 ひたちなか市30周年記念文化財保存活用等事業支援補助金（以下「補助金」と言う。）の交付申請は、1団体につき1件のみとする。
2 同一事業に対して1団体のみ交付申請できるものとする。

(補助金交付申請書類)

3 ひたちなか市補助金等交付規則第6条に規定する補助金等の交付申請時には、下記の書類を提出すること。
(1) 全会員名簿（役員は役職名が分かるもの。）
(2) 仕様書（工事や委託の仕様書。内容が分かる図面等も添付すること。）
(3) 見積書（工事や委託の見積書。申請日時点で有効な日付のもの。）
(4) その他審査に必要なもの（別途市が指定するもの）

(審査方法)

第3条 下記に定める事項について、事項別に評価したうえで総合的に判断する。

●1 団体

- (1) 過去の活動の貢献度（団体の過去の活動実績）と社会的評価
- (2) 対象文化財の保存等の活動（保存・活用・研究）の今後の継続性

●2 事業

- (1) 費用対効果
- (2) 事業内容の独創性と斬新さ
- (3) 対象事業の成果（品）の利用継続性
- (4) 当該文化財を後世に伝える継続的效果

(実績報告)

第5条 ひたちなか市補助金等交付規則第15条に規定する実績報告書の他に、下記の物を提出すること。

- (1) 工作物を作成および設置する事業の場合、施工前と完了後の写真データ
- (2) 成果物1部（記録のための報告書の制作や記録動画の制作など、成果物の提出が可能な場合）
- (3) 業者へ支払いをした領収書（写）（工事費、委託料、及び市が指定するもの）
- (4) その他、別途市が指定した物